

令和8年 第1回

羅臼町教育委員会議事録

## 令和8年第1回羅臼町教育委員会

1 日 時 令和8年1月28日(水) 13時30分～14時40分

2 場 所 羅臼町役場 3階 第5・6会議室

### 3 出席者

教育長	石 崎 佳 典
委 員	葛 西 良 浩
委 員	小 林 真裕子
委 員	中 村 美 和
教育指導主幹	横 澤 英 三
学務課長	八 幡 雅 人
社会教育課長	長 岡 紀 文
総務管理係長	櫻 庭 千 尋

### 4 欠席者

委 員	芦 崎 拓 也
-----	---------

### 5 傍聴者

なし

### 6 議 題

議案 第1号	令和7年度就学援助費(新入学準備金)早期支給の認定について
議案 第2号	令和7年度羅臼町児童・生徒表彰について
議案 第3号	令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について
議案 第4号	令和8年度就学及び教育的支援の答申について
議案 第5号	羅臼町学校給食実施規則の一部改正について
議案 第6号	羅臼町立小中学校通学区域規則の一部改正について
議案 第7号	羅臼町立学校管理規則の一部改正について
議案 第8号	羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部改について
議案 第9号	羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について
議案 第10号	羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部改正について

- 議案 第 1 1 号 羅臼町立幼稚園規則の一部改正について  
議案 第 1 2 号 羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部改正について  
議案 第 1 3 号 羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部改正について  
議案 第 1 4 号 羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部改正について  
報告 第 1 号 令和 7 年度（令和 6 年度対象）羅臼町教育行政の点検・評価報告書について  
報告 第 2 号 諸会議・諸行事について  
報告 第 3 号 学校給食費の改定について

## 7 その他

### 1. 教育指導主幹通信について

## 【開 会】

### ○石崎教育長

令和8年第1回教育委員会を開催致します。

本日は、芦崎委員が欠席しておりますが、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立と致します。

議事録署名委員については、葛西委員と小林委員にお願い致します。

議事の確認ですが、事前に配布した議案に記載の協議事項14件、報告事項2件に加え、報告第3号「学校給食費の改定について」を追加議案として上程し、報告事項を3件とさせていただきますのでご了解下さいますようお願い致します。

議事の非公開の確認を致します。議案第2号「令和7年度羅臼町児童・生徒表彰について」は、羅臼教育委員会会議規則第8条第1項7号に規定する、個人及び団体の顕彰に関する事項であります。また、議案第1号「令和7年度就学援助費（新入学準備金）早期支給の認定について」、及び議案第4号「令和8年度就学及び教育的支援の答申について」につきましても、羅臼町教育委員会会議規則第8条第1項各号には該当しませんが、個人情報保護の観点から、公開しないことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

### ○全委員

異議なし。

### ○石崎教育長

議案第1号、議案第2号及び議案4号は公開しないことに致します。

議事に入る前に行政報告をさせていただきます。

穏やかな年末年始を過ごし、冬休み中に児童・生徒、また教職員の事件・事故については特段の報告もなく、幼稚園、小学校、中学校と高校を含めて、それぞれ冬休みが明けて元気に登園、登校しているところです。

町の行事では、1月7日に二十歳の集いが春松小学校で挙行されました。対象者34名ということでしたが、例年通りざわついた様子もなく、すばらしい式となりました。ご参列頂いた委員にはお礼を申し上げます。その他、1月9日には「うるとらうす！」が同じく春松小学校で、高校生が実行委員会の中心となって開催され、100人ほどの入り込みで大いに盛り上がったと報告を受けています。今年で4年目となるパイオニアスクール事業は、1月12日から3泊4日で宮古島交流会が行われ、町内小学校、中学校、高校の児童・生徒、教職員が参加し、有意義な交流をして皆さん元気に帰ってきております。この後、各学校で参加した子ども達による報告会が開催される予定です。

最後に、来年度開園・開校する知床未来幼稚園の園歌と、知床未来小学校の校歌について、加藤登紀子氏に作詞・作曲を依頼しておりましたが、この度完成致しまして、ま

ずは音源、楽譜がデータで届いたところです。準備ができましたら委員の皆様にお聴き  
いただきたいと思っています。

以上で行政報告を終わります。

それでは議事に入ります。

【議 事】

●議案 第1号 令和7年度就学援助費（新入学準備金）早期支給の認定について

○石崎教育長

議案第1号「令和7年度就学援助費（新入学準備金）早期支給の認定について」担当から説明をお願いします。

非 公 開

○石崎教育長

議案第1号「令和7年度就学援助費（新入学準備金）早期支給の認定について」は可決とさせていただきます。

●議案 第2号 令和7年度羅臼町児童・生徒表彰について

○石崎教育長

議案第2号「令和7年度羅臼町児童・生徒表彰について」担当から説明をお願いします。

非 公 開

○石崎教育長

議案第2号「令和7年度羅臼町児童・生徒表彰について」は可決とさせていただきます。

●議案 第3号 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について

○石崎教育長

議案第3号「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案6ページをお願い致します。議案第3号「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について」、意見を求めるものであります。例年12月に根室教育局より、掲載についての調査が行われており、今年度についても、教育委員会としての同意をいただければと思います。

参考資料の1ページ、資料1をご覧ください。参考として掲載内容の事例を添付しておりますが、令和7年度についても同様の掲載方法になるということです。また、資料の後ろ、別添1に令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等実施要項、別添2に令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表に関する道教委の考え方を添付しておりますので、お目通し願います。

○石崎教育長

議案第3号「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第3号「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について」は可決とさせていただきます。

●議案 第4号 令和8年度就学及び教育的支援の答申について

○石崎教育長

議案第4号「令和8年度就学及び教育的支援の答申について」担当から説明をお願いします。

非 公 開

○石崎教育長

議案第4号「令和8年度就学及び教育的支援の答申について」は可決とさせていただきます。

●報告 第3号 学校給食費の改定について

○石崎教育長

議案第5号「羅臼町学校給食実施規則の一部改正について」関連がある、追加議案にあります、報告第3号「学校給食費の改定について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案第5号「羅臼町学校給食実施規則の一部改正について」に先立ちまして、報告をさせていただきます。

追加議案をご覧ください。報告第3号「学校給食費の改定について」です。学校給食費の改定に伴う羅臼町学校給食実施規則の一部改正について、令和8年1月26日開催の羅臼町学校給食センター運営委員会において協議をしましたので報告を致します。

○石崎教育長

報告第3号「学校給食費の改定について」説明がありました。この報告は羅臼町学校給食センター運営委員会の規則の中で、給食費の改定について協議された場合は、教育委員会の承認を得るという規則がありますので報告をさせていただきました。

報告第3号「学校給食費の改定について」ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

報告第3号「学校給食費の改定について」は承認とさせていただきます。

●議案 第5号 羅臼町学校給食実施規則の一部改正について

○石崎教育長

報告第3号「学校給食費の改定について」の承認をいただきましたので、議案第5号「羅臼町学校給食実施規則の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の8ページをお願い致します。議案第5号「羅臼町学校給食実施規則の一部改正について」です。羅臼町学校給食実施規則の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

9ページをお願い致します。羅臼町学校給食実施規則の一部改正についてです。改正理由ですが、当町の給食費は令和元年度から改定しておらず、新型コロナウイルスの流行以降、これまで続いている物価高騰に対しては保護者負担軽減の観点から町費により補填してきたところであります。令和7年4月から学校給食費の無償化を実施し、保護者の給食費を免除しているところであり、教職員のみ納付している状況ではありますが、年間の給食原材料費の調達額に見合った給食費単価に見直し、栄養基準を満たした安定的な給食提供を維持するため規則の改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町学校給食実施規則の一部を次のとおり改正する。第3条、給食費の額、第3条第1項第1号中「250円」を「300円」に改め、同項第2号中「280円」を「350円」に改め、同項第3号中「250円」を「300円」に改め、同項第4号中「230円」を「280円」に改め、同条第2項第1号中「70円」を「90円」に改め、同項第2号中「160円」を「190円」に改める。

第9条、給食費の納付額、第9条第1項第1号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「6,000円」に改め、「(但し2月のみ3,000円)」を削り、同項第3号中「5,000円」を「6,000円」に改め、同項第4号及び第5号中「3,000円」を「4,000円」に改める。

附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行するものであります。

参考資料2ページ、資料2をご覧ください。改正条文は、小学校、中学校、給食センター職員、幼稚園の部分、主食と副食費の部分、納付額は4月から2月までの部分になります。

○石崎教育長

物価上昇に伴う給食費の単価の改正です。令和7年度から給食費の無償化が始まっていますので、保護者の負担は変わりません。

来年度から給食費負担軽減交付金が措置される予定です。小学校の給食費は国が負担してくれるということです。中学校については早期に実現したいという方向性が示されています。

る段階です。

議案第5号「羅臼町学校給食実施規則の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第5号「羅臼町学校給食実施規則の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第6号 羅臼町立小中学校通学区域規則の一部改正について

○石崎教育長

議案第6号「羅臼町立小中学校通学区域規則の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の10ページをお願い致します。議案第6号「羅臼町立小中学校通学区域規則の一部改正について」です。羅臼町立小中学校通学区域規則の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の11ページをお願い致します。羅臼町立小中学校通学区域規則の一部改正について、改正理由ですが、羅臼町立小学校の統合に伴い、小学校の通学区域に変更が生じることから規則の改正を行うものであります。また、知床未来中学校の文言修正も合わせて行うものであります。

改正条文です。羅臼町立小中学校通学区域規則の一部を次のとおり改正する。説明の都合上、参考資料3ページ、資料3の新旧対象表にて説明致しますので、よろしく申し上げます。

第2条の「通学区域設定の方針」を削る。「通学区域」の第3条中「前条第1項及び第2項に規定する」を削り、同条を第2条とする。第4条「通学すべき学校の指定」のただし書を削り、同条を第3条とする。第5条「区域外通学許可の手続き」から第7条「通学区域の告示」までを削る。附則の第2項を削る。別表第1中、別記1、所属小学校を「羅臼町立知床未来小学校」に、通学区域を「町内全域」に改め、同表春松小学校の項を削る。別表第2中、別記2、所属中学校を「羅臼町立知床未来中学校」に改める。別記様式を削る。附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行する。

尚、羅臼町立学校就学指定の変更に関する取扱要綱及び取扱細則は、廃止いたします。

○石崎教育長

議案第6号「羅臼町立小中学校通学区域規則の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第6号「羅臼町立小中学校通学区域規則の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第7号 羅臼町立学校管理規則の一部改正について

○石崎教育長

議案第7号「羅臼町立学校管理規則の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の12ページをお願い致します。議案第7号「羅臼町立学校管理規則の一部改正について」です。羅臼町立学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の13ページをお願いします。羅臼町立学校管理規則の一部改正について、改正理由ですが、町内の学校で使用している学校印が卒業証書等の縮小化に伴い規則で定めている大きさと異なっていることから、現状に合わせて規則の改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町立学校管理規則の一部を次のとおり改正する。別表第1中、45ミリメートル平方及び30ミリメートル平方の学校の印、各1、各学校1を、38ミリメートル平方の学校の印、各1、各学校1に改める。学校の印の大きさ改正に伴い、別記第9号様式（第56条関係）を別紙のとおり改める。附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行する。

尚、参考資料6ページ、資料4に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

○石崎教育長

議案第7号「羅臼町立学校管理規則の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第7号「羅臼町立学校管理規則の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第 8 号 羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部改について

○石崎教育長

議案第 8 号「羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部改について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の 14 ページをお願い致します。議案第 8 号「羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部改正について」です。羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の 15 ページをお願い致します。羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部改正についてです。改正理由ですが、羅臼町立小学校及び羅臼町立幼稚園の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部を次のとおり改正する。まず、条項ずれに伴う修正でありまして、第 5 条第 1 項中「第 4 条」を「第 3 条」に改める。第 6 条及び第 9 条中の「各園・各校」を「幼稚園・小中学校」に改める。附則として、この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

尚、参考資料 7 ページ、資料 5 に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

○石崎教育長

議案第 8 号「羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部改について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第 8 号「羅臼町立学校等フッ化物洗口事業実施要綱の一部改について」は可決とさせていただきます。

●議案 第9号 羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について

○石崎教育長

議案第9号「羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の16ページをお願い致します。議案第9号「羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について」です。羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の17ページをお願い致します。羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正についてです。改正理由ですが、羅臼町立小学校及び羅臼町立幼稚園の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部を次のとおり改正する。第3条中「各幼稚園長」を「幼稚園長」に、「各小学校長」を「小学校長」に改める。第4条第2項中「小学校長代表」を「小学校長」に、「幼稚園長代表」を「幼稚園長」に改める。附則として、この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

尚、参考資料8ページ、資料6に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

○石崎教育長

議案第9号「羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第9号「羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第10号 羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部改正について

○石崎教育長

議案第10号「羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の18ページをお願い致します。議案第10号「羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部改正について」です。羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の19ページをお願い致します。羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部改正についてです。改正理由ですが、羅臼町立小学校及び羅臼町立幼稚園の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部を次のとおり改正する。第4条第2項中の「各町立小学校」の「各」を削る。附則として、この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

尚、参考資料9ページ、資料7に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います

○石崎教育長

議案第10号「羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第10号「羅臼町「知床学小学生マスター」認定制度設置要綱の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第 1 1 号 羅臼町立幼稚園規則の一部改正について

○石崎教育長

議案第 1 1 号「羅臼町立幼稚園規則の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の 2 0 ページをお願い致します。議案第 1 1 号「羅臼町立幼稚園規則の一部改正について」です。羅臼町立幼稚園規則の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の 2 1 ページをお願い致します。羅臼町立幼稚園規則の一部改正についてです。改正理由ですが、規則内の一部文言修正及び羅臼町立幼稚園の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町立幼稚園規則の一部を次のとおり改正する。はじめに、学校教育法施行規則の改正により第 7 条中「第 7 6 条」を「第 3 8 条」に、「平成 1 0 年文部省告示第 1 7 4 号」を「平成 2 9 年文部科学省告示第 6 2 号」に改める。また、規則内の文言整理として第 1 4 条第 1 項中「前項」を「前条」に改め、第 1 6 条中「羅臼町教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「第 5 8 条（第 4 3 条、第 4 8 条から第 5 7 条を除く。）」を「第 5 8 条（同規則第 4 3 条及び第 4 8 条から第 5 7 条を除く。）」に、「並びに」を「及び」に、「第 3 条」を「第 2 条」に改める。幼稚園の統合に伴い、別表第 1 中、「町立羅臼幼稚園」を「羅臼町立知床未来幼稚園」に改め、同表町立春松幼稚園の項を削る。別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までの関係様式については、添付を省略させていただきますが、幼稚園名等の変更により改正いたします。附則として、この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

尚、羅臼町立幼稚園通園指定の変更に関する取扱要綱（令和 3 年教育委員会要綱第 2 号）につきましては、廃止いたします。

参考資料 1 0 ページ、資料 8 に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

○石崎教育長

議案第 1 1 号「羅臼町立幼稚園規則の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第11号「羅臼町立幼稚園規則の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第12号 羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部改正について

○石崎教育長

議案第12号「羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の22ページをお願い致します。議案第12号「羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部改正について」です。羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の23ページをお願い致します。羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部改正についてです。改正理由ですが、羅臼町立幼稚園の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部を次のとおり改正する。第2条第2項中、「町立羅臼幼稚園、町立春松幼稚園」を「羅臼町立知床未来幼稚園」に改め、第5条第1項中「羅臼町立幼稚園規則」の次に「(平成19年教育委員会規則第1号)」を加える。別記第1号様式から別記第4号様式までの関係様式については、添付を省略させていただきますが、幼稚園名等の変更により改正いたします。附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行する。

尚、参考資料11ページ、資料9に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

○石崎教育長

議案第12号「羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第12号「羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第13号 羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部改正について

○石崎教育長

議案第13号「羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の24ページをお願い致します。議案第13号「羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部改正について」です。羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の25ページをお願い致します。羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部改正についてです。改正理由ですが、規程中の文言修正のため改正を行うものがあります。

改正条文です。羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部を次のとおり改正する。第1条中「羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則（）」を「羅臼町立幼稚園児預かり保育運営規則（平成19年教育委員会規則第3号。」に改め、「のうち、」を削る。第3条第2項及び第3項中「「保育運営規則」」を「保育運営規則」に改める。別記第1号様式から別記第4号様式までの関係様式については、添付を省略させていただきますが、幼稚園名等の変更により改正いたします。附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行する。

尚、参考資料12ページ、資料10に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

○石崎教育長

議案第13号「羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第13号「羅臼町立幼稚園預かり保育時間延長に関する規程の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第14号 羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部改正について

○石崎教育長

議案第14号「羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の26ページをお願い致します。議案第14号「羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部改正について」です。羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部を別紙のとおり改正したいので、意見を求めるものでございます。

議案の27ページをお願い致します。羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部改正についてです。改正理由ですが、規程中の文言修正のため改正を行うものであります。

改正条文です。羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部を次のとおり改正する。第1条中、「羅臼町立幼稚園規則」の次に「(平成19年教育委員会規則第1号)」を加え、「第5条第3号」を「第5条第3項」に、「並びに」を「及び」に改め、「保育運営規則」の次に「(平成19年教育委員会規則第3号)」を加える。

第4条中「第3条」を「前条」に改める。様式1から様式3までの関係様式については、添付を省略させていただきますが、幼稚園名等の変更により改正いたします。附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行する。

尚、参考資料13ページ、資料11に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

○石崎教育長

議案第14号「羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関する規程の一部改正について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第14号「羅臼町立幼稚園の登園受入開始時刻を早めることを許可する特例に関

する規程の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●報告 第1号 令和7年度（令和6年度対象）羅臼町教育行政の点検・評価報告書について

○石崎教育長

報告第1号「令和7年度（令和6年度対象）羅臼町教育行政の点検・評価報告書について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の28ページをお願い致します。報告第1号「令和7年度（令和6年度対象）羅臼町教育行政の点検・評価報告書について」です。羅臼町教育行政の点検・評価報告書について報告するものであります。本日、委員の皆さんには議案と一緒に「令和7年度羅臼町教育行政の点検・評価報告書」を配付させていただきました。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いまして報告書を作成しております。規定では議会に提出するとともに、公表しなければならないと定めておりますことから、本教育委員会で報告後、議会への提出、羅臼町ホームページでの公表及び各関係機関へ配布をしたいと考えております。教育委員の皆様におかれましては報告書の内容について、ご一読いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

○石崎教育長

報告第1号「令和7年度（令和6年度対象）羅臼町教育行政の点検・評価報告書について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

報告第1号「令和7年度（令和6年度対象）羅臼町教育行政の点検・評価報告書について」は承認とさせていただきます。

●報告 第2号 諸会議・諸行事について

○石崎教育長

報告第2号「諸会議・諸行事について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の29ページをお願い致します。報告第2号「諸会議・諸行事について」です。議案の30ページをお願い致します。2月から3月までの主な予定を記載しています。

学務課所管事項です。2月16日に高校生一日議会が開催されますので、教育委員の皆様のご出席をお願い致します。2月の教育委員会は25日を予定しています。3月1日は羅臼高校の卒業式です。3月13日は知床未来中学校の卒業式です。3月18日は両幼稚園の卒園式です。3月19日は両小学校の卒業式です。3月25日から31日は小中高校の年度末休業です。3月25日に教育委員会及び教育委員研修会を開催します。研修会は各幼稚園、各学校の取り組みをご報告させていただき予定となっております。

○社会教育課長

社会教育課所管事項です。2月13日にこまぐさ学級の閉級式を行います。2月14日に知床 Kids「スノーシュートレッキング」を行い、全8回のプログラムを終了します。

郷土資料館所管事項です。3月2日に日本ユネスコ国内委員会科学小委員会が行われます。3月11日には日本ユネスコ国内委員会総会が行われます。

○石崎教育長

報告第2号「諸会議・諸行事について」説明がありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

報告第2号「諸会議・諸行事について」は承認とさせていただきます。

以上で議事は終了とさせていただきます。

## 【その他】

### ●教育指導主幹通信について

#### ○石崎教育長

その他として、教育指導主幹通信について説明をお願いします。

#### ○横澤主幹

今回は、大阪大学名誉教授の小野田正利氏による「いじめ事件の影にある保護者の問題」をご紹介します。

この3月で教師を早期退職した教え子からの手紙の一部を紹介する。(最近は、①まずは子ども自身がトラブルを解決する能力が低くなっている。②そんななか親御さんが入ってきて、親御さんが自分の子どもの話を鵜呑みにして、事実確認をした学校や相手の言葉を聞き入れない。③そして一生懸命トラブルを解決しようとする教師ほど、双方の保護者から叩かれるそんな事例が増えたと、よく友人教師たちと話していました。)

もともと子どもの世界はトラブルだらけである。自分の感情のコントロールがむずかしいこともあるし、相手の状況や気持ちを推察する力も未熟である。摩擦やいざごは普通にあり、それらを小さくしたり乗り越えたりすることが「成長する」という意味である。だが、これらのトラブルをすべて「いじめ」として包み込んでしまったことで、人間関係に向き合う力調整力がそぎ落とされ、「いじめ防止法に基づく処理」を徹底するという「法化社会」が生まれてしまった。

いじめのことが書かれています。いじめは相手からされたことで、自分の気持ちや体が苦痛を感じたときに、いじめとなります。そのため、いじめの件数は増えています。

この法律の「効用」を最も敏感に受け止めたのが保護者である。子どもたち同士が話し合い、「謝る・許す」「仲直りする」という教育的解決の余地が格段に狭くなっている。保護者同士が「争う」ことは普通になり、「こういう事態を招いたのは学校のせいだ」ということで「被害者」「加害者」両方から責め立てられる。学校は、法的知識を基盤とした誠実な対応が求められるようになった。

小野田先生は、他人の人格と尊厳を傷つける行為は、いかなる理由があっても絶対に許されないと考える。

子ども同士の関係の整理を、教師は行うべきであろう。しかしここに保護者が「乗り出して」くると收拾がつかなくなることが多い。学校側は冷静かつ公平に事実関係を確認しようと努力するが、強く主張する方の勢いで右往左往せざるを得ないことも多い。加えて加害者(の保護者)に対する被害者(の保護者)の処罰感情の異様なまでの高まりのため、事態は改善へと向かわずに混迷を深くしていく。

いじめ防止法23条5項は(学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は

指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」と書かれています。情報提供を適切に行うことで保護者間の争いが起きないことを謳うが、それは空文に過ぎず、現実には実にシビアなことがいくつも起きている。重い責任を一方的に押しつけられている教師は、すべてのいじめを撲滅できるスーパーマンではない以上、この法律自体を改正しないと、子どもたちの成長も歪むし、学校は崩壊していく。

2年前に、小学校と高校の2枚で、子ども同士の摩擦やいざこざで、双方の保護者がいきり立って紛争状態が拡大して、それぞれがいじめの「加害者」を非難し、相手を学校から追い出すことを主張し続け、間に挟まれた学校が窮地に陥っているという事例で訪問相談を行った。小野田先生は先生方に、「大事なことは当の子どもたちの気持ちの確認だ。当事者録音もして、保護者ではなく子ども本人から。“それで、君はこれからどうしたい”と徹底的に聴き取りを下さい。しゃべった言葉をかっこ書きで正確に引用できるように」「その結果をきちんと保護者に示して“お子さんは、このように言っていますが、本人たちの気持ちを尊重しませんか。むしろ、学校も安心・安全な環境をつくってきちんと見守っていきます”と、徹底的に子どもの意思を前面に押し出して、保護者に立ち向かえ」と。はたして、子どもたちの意思は「本当はみんなとなかよくなりたい」(小学校)、「近づいて来なければ、同じ教室空間にいてもかまわない」(高校)だった。幸いなことに2枚とも、何とかこれで収まっていった。物わかりのいい保護者たちだからうまくいったケースで、そうでない場合がいくつもある。大人の問題となってしまった「いじめトラブル」を、「子ども自身の思いや希望を尊重する」ことに戻すことで、事態打開の道を探ることができればと思うということです。

校長と教頭にも話しましたが、学校で聞き取ったことと、家で親に話すことが異なることがあります。録音するということが大切になってきていると思います。先生方は子どもと一対一で話すことが多いですが、複数の先生で聞き取ることも大切です。

私、石本主事、四ツ屋主事、各学校の教員が引率し、各校の児童生徒を連れて宮古島に行ってきました。今年は、小学校、中学校、高校それぞれで交流をさせていただきました。私は中学校の交流に参加しました。社会の授業でしたが、宮古島で100年後も残る企業はどんな企業かを考えるという内容でした。羅臼町の中学生1名も授業を受け、宮古島の子ども達が、羅臼町の中学生に考えを聞きに行き、それに対して羅臼町の取り組みを答えている場面がありました。非常に面白い授業でした。高校は羅臼町の高校生のプレゼンテーションのほかに、エコアイランド宮古島ということで、1000年先までエコアイランドとして残っていくためにはどのようにすべきかという、SDGsの観点からの授業に入らせていただきました。小学校は、お互いの学校、地域の紹介や質疑応答という内容でした。大変有意義な交流になったと思います。

交流授業の後には有名な池を見学しました。足元がサンゴ礁でした。宮古島自体もサンゴ

礁が隆起してできた島だということです。それが実感できたことが良い経験になったと思います。子ども達に最も印象に残ったことは何かと聞いたところ、ビーチという答えでした。きれいでサラサラの砂でした。靴を脱いで海に入ってきました。翌日は那覇に移動し、美ら海水族館を見学しました。子ども達はジンベエザメやマンタを見て歓声を上げていました。

これまで4年間、パイオニアスクールの関係で、西表島、屋久島、徳之島、宮古島を訪問しましたが、今年度で最後になります。パイオニアスクールの事業が無くなるためです。

各学校で報告会が予定されていますので、ご都合が合えばご出席していただければと思います。

○石崎教育長

教育指導主幹から報告がありました。ご確認やご質問がありましたらお願い致します。

○全委員

確認、質問等は特になし。

○石崎教育長

事務局から連絡報告等がありましたらお願いします。

○学務課長

次回の第2回教育委員会は2月25日水曜日午後1時30分からを予定していますのでよろしくお願い致します。

○石崎教育長

委員の皆さんから全体を通してのご意見、確認事項がありましたらお願い致します。

○全委員

意見、確認事項は特になし。

○石崎教育長

以上で令和8年第1回教育委員会を終了させていただきます。